

加古川中流圏域河川整備計画 三木ブロック第四回懇話会

＜ 議 事 要 旨 ＞

- 日 時 平成24年10月30日(火) 13:00～15:30
- 場 所 三木市役所 2階入札室
- 出席者 15名(委員5名、事務局7名、関係機関3名、一般傍聴0名)

	氏 名	所属・役職等	出欠
学 識 経 験 者	おぐら 小倉 しのぶ 滋	三木市自然愛好研究会 世話人	○
	むらたに 室谷 けいいち 敬一	三木市自然愛好研究会 世話人	○
地 元	おおむら 大村 いさお 伊三夫	東播用土地改良区 理事長	○
	さかもと 坂本 まさひで 正秀	神戸市淡河地区関係	○
	にしやま 西山 ひろふみ 博文	三木市(旧三木)関係	—
	にしもと 西本 よしあき 凱昭	三木市(旧三木)関係	—
	こうした 香下 としただ 利忠	三木市(旧吉川)関係	○

(敬称略 順不同)

	氏名	所属・役職等	出欠
事務局	恒藤 博文	県土整備部 土木局 総合治水課 計画係 課長補佐兼係長	○
	秋田 孝徳	県土整備部 土木局 総合治水課 調査環境係 主査	○
	山口 一哉	北播磨県民局 加東土木事務所 河川砂防課 課長	○
	関 正造	北播磨県民局 加東土木事務所 河川砂防課 課長補佐	○
	岩本 晋作	北播磨県民局 加東土木事務所 河川砂防課 主任	○
	古川 仁	神戸県民局 神戸土木事務所 河川課 課長	○
	徳村 秀一	神戸県民局 神戸土木事務所 河川課 課長補佐	○

(敬称略 順不同)

	関係機関	出席者	出欠
関係者	三木市	まちづくり部 道路河川課 常深課長	○
		まちづくり部 道路河川課 清水特命課長 笹富課長補佐 (代理)	— (代理)
	神戸市	建設局 北建設事務所 藤本係長	○

(敬称略 順不同)

	氏名・所属・役職等
事務局補助	田渕昌之、中道誠、牧俊行、大井清美 ((株) 建設技術研究所)

□議事概要

1. 開会挨拶

: 兵庫県総合治水課計画係 恒藤課長補佐兼係長

2. 出席者の紹介

(1) 懇話会委員の紹介：各委員 自己紹介

(2) 事務局の紹介

3. 前回の懇談会・地域ブロック懇話会の概要 : 事務局説明

4. 議事 1 (河川整備計画の目標に関する事項)

(1) 河川整備計画の目標に関する事項 (第 1 章第 3 節～第 6 節) : 事務局説明

(2) 討議

- ・ 水質の現状はどうなっているのか。(委員)
- ・ 河川管理者が調査しているものではないが、既存の調査結果を整理したものを資料 7 の河川整備計画(素案)の 8 ページに記載している。加古川中流圏域では、加古川の板波、志染川の坂本橋の 2 箇所を BOD を監視している。ここ 10 年間は横ばいであり、環境基準でいうと B 類型に該当している。(事務局)
- ・ 例えば NPO 法人三木市自然愛好研究会などの民間でも地点を決めて、水質を調査している。何年も前に比べたら非常に水質が良くなっているという報告もあるので、そういうことも参考にしていいただければと思う。(会長)
- ・ 私たちが小さいときにいた、ドンコ、ギンギなどはまだ美囊川にいるのか。(委員)
- ・ 夏に呑吐ダムの下流で子供を集めた川遊びをしており、その際に採った生物の名前を整理しているが、確実にいる。アユもいる。(委員)
- ・ 第 5 節の「河川水の利用の現況、河川景観、動植物の生息・生育環境等に配慮し、河川管理者や関係市町、河川利用者、住民の協力のもと、その下の流水の正常な機能を維持させていく」とは、具体的にどういったことを想定すればよいのか。(委員)
- ・ 環境や水利用などの面から川に必要な最低限の水が正常に流れるようにしようということである。これは河川管理者だけでは対応が難しく、例えば、工業用水や農業用水として上流側で取水したら、下流側には全く水が流れないということでは河川の環境を維持できない。関係者が協力しながら、できる限り機能が維持できるよう対策を行っていこうということである。(事務局)
- ・ 志染川では呑吐ダムが一定水量を流すことで一定の水が流れるということは分かるが、美囊川では可能なのか。何か対策を講じていこうと考えているのか。(委員)
- ・ 例えば美囊川では物理的な対策はないが、例えば異常渇水時には関係市町、利水関係者との連携を行い、節水の広報活動を支援するなどといったことを考えている。(事務局)
- ・ 美囊川では、今まで下流において渇水で困っているという話は聞いていないが、現状ではどうなのか。(会長)
- ・ 今の段階でそういった話は聞いていない。(事務局)

-
- ・ 整備計画の目標の対象期間は、概ね30年と大変長い期間である。この整備計画の対象に上がらなければ30年間はできないと烙印を押されているような気がする。情勢の変化、災害の発生などによって、計画対象でない河川を先行すべき場合も出てくると思うので、この30年というスパンが妥当なのか気になる。前回の整備計画でも、同じように30年だったのか、また計画通りに進んだのか聞かせてほしい。**(委員)**
 - ・ 平成9年の河川法改正で、これまで治水と利水が目的であったものに環境という概念を加え、住民の皆さんの意見を聴きながら河川整備計画を策定する方向に変わった。計画期間については、国のガイドラインで20年から30年の期間が標準と示されており、大半の河川がその期間で策定している。今回は、県のスタミナ、予算的な配分、残りの工事量なども考慮し、30年という期間を採用した。また、県の財政状況の変化や新しい知見が出てくることもあり、新たな事象が起これば柔軟に計画の変更対応を行うこととしている。**(事務局)**
 - ・ また、災害発生時には、災害の復旧計画を県が速やかに国へ申請すれば、整備計画が出来ていない状況でも災害対応を優先できるルールもある。**(事務局)**
 - ・ 第6節の河川環境の整備と保全に関する目標では、具体的にどういったことを考えているのか。例えば、特定外来生物への対策など、個々にどうしていくのか示してもらえるとうれしい。**(委員)**
 - ・ 例えば、室谷委員が所属する団体では、外来生物駆除のための活動も行っており、そういった活動に、県がタイアップしたり支援したりする方法はあるのか。**(会長)**
 - ・ 河川整備計画で考え方を記載している。河川管理者として何ができるか、環境部局が対応するのかなど、関係者間で調整しながら、対応していきたい。**(事務局)**
 - ・ 三木市がヌートリアとアライグマの防除実施計画を策定している。河川管理者としてできる限度もあり、県としては各市で策定されている計画と連携しながら河川管理を行っていきたいと考えている。**(事務局)**
 - ・ 過去の整備計画は、社会情勢もかなり変化する中、また突発的な水害が発生する中、工期内に予定どおり順序よく推進されてきたのか。逆に、進んでいなければ今後30年の計画に織り込んでいく必要があるのか。河川というのは非常に重要な位置づけのものであり、整備計画をきちっとやっていただくようお願いしたい。**(委員)**
 - ・ 平成9年の河川法改正を受けて今回の河川整備計画を策定しようとしているため、まだ一度も加古川中流圏域としては河川整備計画を策定できていない。ただ、以前は河川ごとに工事の計画を立てて河川整備を行っていたため、既に整備が終わった河川や継続している河川もある。そういったことも考慮して、今後30年間を見据えた実効性がある計画を立てようとしている。**(事務局)**

5. 議事2 (河川の整備と実施に関する事項)

(1) 河川の整備と実施に関する事項 (第2章第1節～第3節) : 事務局説明

(2) 討議

- ・ 美嚢川の長久橋から少し下流にカーブするところがあり、その辺りに穴があいた大きな岩がある。昔の地図と付き合わせると、どうも昔の橋の穴ではないかと思う。出来れば、その事実確認と工事の際には保存をしてもらいたい。(委員)
- ・ 実際にどのような整備を行っていくかは、まだ具体的に決まっていない。地域の歴史、文化は非常に大切なものであり、地域の方々と協議をしながら、具体的な整備計画を策定していく必要があると認識している。(事務局)
- ・ 三木ブロックの整備対象区間が少ないという印象を受けた。それから、城山橋から上流については、ずっと河川断面が不足しているように思うが、その中で対象区間を下流の2.5キロと設定した根拠は何か。(委員)
- ・ 整備区間を選定するためのフローでも説明したとおり、30年間で可能な投資額の中で設定をした。三木ブロックのほとんどは掘込河道であり築堤護岸の方が優先される。また、背後地の資産価値も判断基準となる。これらを踏まえ、今回は志染川までを計上している。(事務局)
- ・ 美嚢川流域の細川などでは水につかる箇所もある。築堤のほうが重要だとすると、掘込は重視されないというふうになってしまう。(委員)
- ・ 言葉足らずで誤解を与えたかもしれないが、上流の一部を改修してしまうと、下流で溢れてしまうため、原則として下流から順番に改修していくこととしている。(事務局)
- ・ 将来改修するとしたら、幅を拡げるのか深く掘るのか。(委員)
- ・ その場所の河川状況に応じて対応していく必要がある。(事務局)
- ・ 技術的なことは分からないが、本当によく水につかる箇所もある。それを解消するため、呑吐ダムの操作方法が変わったのではないか。(委員)
- ・ 総合治水条例ができたことにより、利水ダムでも調整容量を確保してもらえよう、今後、ダム管理者とも協議をしていくことになっている。呑吐ダムの操作がどう変わったか把握できていないが、もし操作ルールを変えているという情報をお持ちの方がいれば教えてほしい。(事務局)
- ・ 県のチラシを見て勝手に理解しただけ。県条例を制定したとしても、管轄が違くと手が出せないというところがあるのか。(委員)
- ・ ダムには土木が持っている治水ダムと、農業用の利水ダム、関電が持つ発電用ダムなど、様々な目的を持ったダムがある。関電とは協議を進めているダムもあるが、農林水産省のダムはまだ協議が始まっていない。加古川地域については、来年度から協議会が立ち上がるので、その際、呑吐ダムにも相談に行くことになると思う。(事務局)
- ・ 呑吐ダムは農業用水としての利水ダムであり、受益者の立場からは絶えず満杯にして農業用水の不足がないようにしてほしいと要望している。しかし、実際の管理では満杯にするとことは操作上非常に危険を伴うので、実態はそうはなっていない。それから、河川断面があるため改修計画はないという話であるが、実際は川に架かる橋に竹や木がひっかかり障害となって水害が発生するという状況になっている。所管の問題があるとは思いますが、今後河川計画の中では一緒に協議して取り組んでもらいたい。(委員)
- ・ 資料5の22ページに、許可工作物の指導・監督というところがある。昔は当時の技術

の中で整備していたため、橋脚等にごみが溜まりやすい状況もある。現在では、河川管理者と協議した上で、河川管理に支障のないものをつくってもらうという体制をとっている。

(事務局)

- ・ 維持管理を謳っているが、積極的に予算も含めて対応してほしい。土砂堆積や竹が生えたりしていても予算が無く対応してもらえないのが現状である。それから、最後の31ページに、地域で行う河川の清掃活動を支援する等、地域住民が守り育てる社会づくりや仕組みづくりを推進、とあるが、この支援とはどのようなものか。私たちの地区では堤防の草刈等の活動を実施しているが、今後は何かの支援が受けられるようになるのか。**(委員)**
- ・ 私たちは呑吐ダムの下流で子供たちに川遊びをさせているが、タイヤ等が捨てられている。こういうこともお願いすれば対応してもらえるのか。**(委員)**
- ・ 私たちは環境学習を実施する前に、ごみの引き上げを行っている。引き上げは自分たちで出来るが、処分についてはどこに言えばいいのかも含めて教えてほしい。**(会長)**
- ・ 維持管理については、治水上支障となる障害物除去についてはしっかり予算要望も行っていきたい。不法投棄については、市の環境部局と連携し、監視体制などについて検討していく必要があると考えている。窓口については、河川管理者でも環境部局でもいいが、最終的には連携をとって対応していきたい。河川清掃への支援については、資料5の24ページに記載しているが、県と市町が共同で行うクリーン作戦、河川愛護活動、ひょうごアダプト等について、地元からの要望を受けて物資支援を行っており、そういったことが該当する。**(事務局)**
- ・ 淡河川の場合、川が湾曲して流れており、ワンドがどんどん掘れて、上の屋敷や田んぼが崩れてくる。そういったことも考慮して改修してほしい。**(委員)**

6. 議事3 (今後の予定)

(1) 今後の予定：事務局説明

(2) 討議

- ・ 意見なし (了承して頂いた)

7. 閉会挨拶

：兵庫県総合治水課計画係 恒藤課長補佐兼係長
以上